

令和4年度 一般会計 予算内示 事業別概要書 (当初)

款	2. 総務費	大事業	2. 情報公開等事業
項	1. 総務管理費	中事業	
目	3. 文書管理費	担当所属	行政管理課

予算種別	補助/単独	事業区分	前年度 当初予算額	増減額	前々年度 決算額		5年間計画額	
経常	単独	計画	0	0	18	実施計画	第5章 市民とともに創る 多様性のある 持続可能なまち (市民参加・自治体運営)	-
							基本施策3 情報発信・共有、広聴	-
							施策1 シティプロモーションの視点による情報発信・情報 提供の充実を図ります	-
								-

本年度事業費	(歳入)	(歳出)
本年度当初要求額	201	
本年度当初査定額	201	201

財源内訳	使用料及び手数料	諸収入					一般財源
本年度当初要求額	24	177					△201
本年度当初査定額	24	177					0

<事業に関する説明>

<p>(事業の概要) ・佐倉市情報公開条例に基づき、公文書の開示等に係る事務を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開・個人情報保護制度の適正な運用を図るため、佐倉市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づく審議会の開催に係る事務を執行します。 ・市政情報の公表に関する要綱に基づき、市政に関する情報の公表に努めます。 	<p>(事業の目的) ・市政の公正性と透明性を高め、市民と市政との信頼関係の確保を図り、市民の市政への参加を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民主体の公正で開かれた市政の進展に寄与するため、情報公開の総合的な推進を図ります。 	<p>(事業の効果) ・情報公開制度の適正な運用を行うことにより、市政の公正性と透明性を高めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政に関する情報の積極的な公表を行い、公正で開かれた市政運営を推進します。 ・よりよい制度運営を行うための職員の意識向上を行います。
<p>(事業実施上の問題点) 個人情報保護法の改正により現行の佐倉市個人情報保護条例を改正し、令和4年度中に新たな制度設計を進める必要があります。</p>	<p>(前年度からの見直し点) 市政資料室における土木工事関係の金入設計書の情報提供について、紙媒体からデータ提供に変更したことに伴い、提供用CD-Rを需用費として要求しました。また、情報公開・個人情報保護制度関連書籍の購入費用を見直し、前年度当初予算と同額の要求となりました。</p>	<p>(見積についての特記事項)</p>

節	本年度 当初査定額	前年度 当初予算額	増減額
01	140	140	0
08	20	20	0
10	41	41	0

	款	項	目	節	細節	細々節	歳入特定財源科目名称	本年度 要求額	本年度 査定額	前年度 予算額	増減額
特定財源	15	02	01	01	08	00	公文書開示手数料	22	22	36	△14
	15	02	01	01	09	00	個人情報開示手数料	2	2	3	△1
	22	05	04	01	50	04	コピー機使用料	144	144	156	△12
	22	05	04	01	50	33	物品等販売収入	33	33	0	33
差引一般財源								△201	0	△195	195